指定共同生活援助事業所　ラデュールいなみ　運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人祉栄会が設置するラデュールいなみ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第５条第１６項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

２　共同生活援助の実施に当っては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

３　前２項の他、法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　指定共同生活援助事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ラデュールいなみ

（２）兵庫県加古郡稲美町中村 1393－79

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（兼務）

管理者は、従業者の管理、共同生活援助の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

（２）サービス管理責任者　１名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

（３）世話人　常勤換算法で利用者の数を６で除した数以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

（４）生活支援員　指定基準や報酬算定上の配置基準以上
　　生活支援員は、利用者に対し入浴、排泄、食事等に関する介護を行う。

（入居定員）
第５条　事業所の入居者の定員は、10 人とする。

（内容及び手続きの説明及び同意）
第６条　事業所は利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定共同生活援助の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（主たる対象者）
第７条　事業所において、指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、身体障害者とする。

（指定共同生活援助の内容）
第８条　事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。
（１）共同生活援助計画書
（２）食事、入浴、排せつ等の介護
（３）利用者と共同で行う調理、洗濯及び掃除等の家事
（４）健康管理、金銭管理の援助
（５）日常生活における相談及び助言等
（６）余暇活動の支援
（７）緊急時の対応
（８）日中活動に係る他の事業所等の関係機関との連絡調整
（９）体験利用の支給を受けた利用者の受け入れ
（10）その他必要な介護、支援等

（介護等）
第９条　介護等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
２　事業所は、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護等の支援を受けさせてはならないものとする。
（利用者から受領する費用の額等）
第１０条　事業所は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
２　事業所は、法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費又は法第３０条第２項の規定により算定された特例介護給付費の額に９０分の１００（法第３１条の規定が適用される場合にあっては、１

００分の１００を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとし、支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を支給決定障害者に対し交付するものとする。

（事業所が利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲及びその額）

第１１条　事業所は指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。

（１）家賃　　月額　35,000 円

（２）光熱水費　　平日 194 円、土日 295 円

（３）食材料費　　朝 250 円　昼、夕 500 円

（４）日用品費　月額　 5,000 円

（５）日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

光熱水費、食材料費、日用品については実費相当額の徴収となるよう、定期的に清算を行うものとする。

２　前項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預り証を、また、同項の規定による精算時には、現に要した費用に係る証拠書類に基づき支給決定障害者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

３　　第一項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（利用者負担額等に係る管理）

第１２条　事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第２９条第３項の規定により算定された介護給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限日額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第１７条第１項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は当該障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知しなければならない。

（入居に当たっての留意事項）

第１３条　入居に当たっては、次の事項に留意する。

（１）利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。

（２）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

（緊急時における対応方法）

第１４条　事業所の従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第１５条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

２　事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止のための措置）

第１６条

１　利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための最適化のための定期的な研修の実施

（４）成年後見制度の利用促進

（５）苦情解決体制の整備

（６）前５項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

２　事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等）

第１７条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

（１）身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（２）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（３）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（４）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（苦情解決）

第１８条　事業所は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

２　事業所は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行

う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（会計の区分）

第１９条　事業所は、実施する共同生活援助の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

（研修による計画的な人材育成）

第２０条

１　事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

２　前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

（秘密の保持）

第２１条

１　事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第２２条

１　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

２　事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該定共同生活援助提供した日から５年間保存する。

３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人祉栄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第２３条　事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

（暴力団等の影響の排除）

第２４条　事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第２５条　事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

（２）　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

（３）　事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

２　事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

４　事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第２６条

事業者は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

２　前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。

ただし、これらに限られるものではない。

（１）　暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

（２）　業務の範囲を超える過度又は不当な要求

（３）　合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

（４）　その他、職員の就業環境を著しく害する行為

３　事業者は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

４　事業者は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

５　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年12月７日から施行する。

この規程は、令和８年３月19日から施行する。

この規程は、令和８年10月31日から施行する。